

株 主 各 位

富山県砺波市下中3番地3

日 本 製 麻 株 式 会 社
代表取締役社長 中 本 広 太 郎

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 富山県砺波市安川字天皇330番地
Royal Hotel 富山砺波 2階 ロイヤルホール
3. 目的事項
報告事項 (1) 第94期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第94期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

4. インターネットによる開示に関する事項

下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

①会社の支配に関する基本方針

②連結計算書類の注記表

③計算書類の注記表

なお、本招集ご通知添付書類および上記のウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

当社ウェブサイト <https://www.nihonseima.co.jp/>

以 上

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonseima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及に伴い経済活動は回復の兆しが見られるものの、新たな変異株の感染拡大により収束は見通せず、また、原油価格を始め原材料価格の高騰もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと当社グループにおいては、産業資材事業は輸入品の供給確保と新規商品の開発を行い、マット事業はタイ国の感染拡大による操業停止やコンテナ不足による不透明な出荷状況等に対処し、食品事業は生産体制の維持強化を図りSNSやECサイトでの広告宣伝を行うなど、それぞれ事業環境に対応しながら業績の回復を目指しました。その結果、当連結会計年度の売上高は3,151百万円（前期比3.8%減）、営業利益57百万円（前期比421.9%増）、経常利益74百万円（前期比271.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は48百万円（前期比49.3%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当連結会計年度の売上高および売上原価はそれぞれ94百万円減少しておりますが、損益に与える影響はありません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(産業資材事業)

黄麻商品は、輸入先インドのロックダウンや物流の遅れに対応し、早期に輸入および販売を開始しました。また、新規販路の開拓を進めました。包装資材は、自動車業界用および食糧用包装資材の取扱数量は減少傾向にありましたがフレコン袋の用途拡大を図り業績回復に努めました。その結果、売上高は625百万円と前連結会計年度と比べ25百万円（3.9%）の減収、営業利益は27百万円と前連結会計年度と比べ12百万円（81.1%）の増益となりました。なお、当連結会計年度より「収益認識会計基準」等の適用により、売上高および売上原価が67百万円減少しておりますが、損益に与える影響はありません。

（マット事業）

一昨年来の生産拠点タイ国の人件費高騰をうけ、生産体制の合理化を図り立て直しを進めました。自動車用フロアマットの日本国内の販売は自動車メーカーの減産の影響を受けましたが、海外の販売は出荷数量を伸ばし増収となりました。また、高級タイプの比率が低く販売単価は下がりましたが、コスト削減に努めました。その結果、売上高は1,387百万円と前連結会計年度と比べ87百万円（6.7%）の増収、営業利益は4百万円（前期は103百万円の営業損失）となりました。

（食品事業）

パスタは、家庭用商品の販売は前連結会計年度における品薄状態が解消されたため大きく減少し、業務用商品は飲食店の営業自粛や時短営業等があったため低迷した状態が続きました。レトルト商品も同様の環境下ではありますが、カレーの販売など堅調に推移しました。その結果、売上高は1,133百万円と前連結会計年度と比べ186百万円（14.1%）の減収、営業利益は23百万円と前連結会計年度と比べ73百万円（76.0%）の減益となりました。なお、当連結会計年度より「収益認識会計基準」等の適用により、売上高および売上原価が26百万円減少しておりますが、損益に与える影響はありません。

企業集団の事業別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
産 業 資 材 事 業	651,139	19.9	625,964	19.9	△25,175	△3.9
マ ッ ト 事 業	1,300,631	39.7	1,387,977	44.0	87,346	6.7
食 品 事 業	1,320,083	40.3	1,133,934	36.0	△186,148	△14.1
そ の 他	3,318	0.1	3,135	0.1	△183	△5.5
合 計	3,275,172	100.0	3,151,011	100.0	△124,161	△3.8

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において総額53百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、当社食品事業における北陸工場製造設備更新22百万円、マット事業における連結子会社サハキット ウィザーン カンパニー リミテッドでの生産設備等29百万円の設備投資であります。なお、当該資金については自己資金により賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国際情勢の不安定化による原材料やエネルギー価格の更なる上昇等の影響がしばらく続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、販路の拡大を積極的に推し進めるとともに、新規市場の開拓、新商品の開発を推進し、顧客の要望に速やかに対応できる体制を強化し、収益拡大に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第91期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第92期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第93期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第94期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	3,856,469	3,767,619	3,275,172	3,151,011
経常損益	32,297	△30,276	20,088	74,598
親会社株主に帰属 する当期純損益	928	△10,195	95,248	48,304
1株当たり当期純損益	0円25銭	△2円78銭	25円98銭	13円18銭
純 資 産	2,165,543	2,176,904	2,158,320	2,197,366
総 資 産	3,783,194	3,784,119	3,604,983	3,634,525

- (注) 1. 第91期は「利益重視」の観点から採算性のある取引へと見直しを行いました。
 2. 第92期は、マット事業の立て直しと食品事業の成長を基本として取り組みました。
 3. 第93期は、コロナ禍において食品事業は感染防止対策を徹底し、安定供給に努め、マット事業は生産活動のさらなる再構築に取り組みました。
 4. 第94期（当連結会計年度）の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。
 5. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド (注)	20,000千パーツ	99.9%	自動車マット製造販売

(注) 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マ ッ ト 事 業	自動車用品、カーペット
食 品 事 業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類

(7) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要な事業所および工場

本 店	富山県砺波市下中 3 番地 3
神 戸 本 社	神戸市中央区海岸通 8 番
東 京 支 店	東京都中央区日本橋小舟町 3 番 4 号
名 古 屋 支 店	名古屋市中区千代田 5 丁目 18 番 19 号
北 陸 工 場	富山県砺波市下中 3 番地 3

② 子会社の事業所および工場

(国内)

サハキット ウィサーン ジャパン 株式会社 神戸市中央区海岸通 8 番

(海外)

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド タイ国バンコク (本社)
タイ国サラブリ (工場)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減
産業資材事業	7名 (0) 名	1名 (0) 名
マ ッ ト 事業	181名 (0) 名	△2名 (0) 名
食 品 事業	55名 (7) 名	△6名 (△1) 名
全 社 (共 通)	12名 (0) 名	3名 (0) 名
合 計	255名 (7) 名	△4名 (△1) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
77名	2名減	46歳	13年

(9) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借入金残高
日 新 信 用 金 庫	132,835千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	123,850
株 式 会 社 み な と 銀 行	104,205
日 本 政 策 金 融 公 庫	86,480
株 式 会 社 山 口 銀 行	30,000
株 式 会 社 北 陸 銀 行	12,515

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	9,000,000株
(2) 発行済株式の総数	3,673,320株
(3) 株主数	5,999名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
ARGENT WISE CO., LTD.	277,085株	7.56%
トレーディア株式会社	274,600	7.49
株式会社ゴーゴーカレーグループ	187,000	5.10
宝天大同	126,000	3.44
松並永子	100,000	2.73
中本広太郎	68,050	1.86
アイザワ証券株式会社	59,500	1.62
酒井一	50,000	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	40,078	1.09
株式会社二鶴	39,900	1.09

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(7,106株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 本 広 太 郎	サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド取締役
取 締 役 会 長	網 本 健 二	経営企画推進統括役
取 締 役	中 川 昭 人	経理部長
取 締 役	梅 澤 恒 治	マット事業部部長、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド代表取締役
取 締 役	矢 部 勲	ボルカノ食品事業部北陸工場長兼管理本部長
取 締 役	石 井 則 光	ボルカノ食品事業部営業本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 浦 綾 子	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	児 玉 実 史	弁護士法人北浜法律事務所代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏および取締役（監査等委員）児玉実史氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）松浦綾子氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）児玉実史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドに対し、製品の売買等の取引関係があります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役との意見交換を十分に行ったうえで以下のとおり取締役会で決議しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等としての賞与により構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすることを取締役会で決議しております。この基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定しております。固定報酬と業績連動報酬等の割合は、業績連動報酬等が最大、固定報酬の1割としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役中本広太郎が委任を受け取締役の個人別の報酬額（基本報酬としての固定報酬および業績連動報酬等）を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分としております。この権限を委任した理由は、会社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役との意見交換を十分に行って決定しており、取締役会は当該内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	42,526 (-)	41,526 (-)	1,000 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,961 (7,700)	14,211 (7,200)	750 (500)	4 (2)

(注) 1. 業績連動報酬として、取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎とした業績指標の内容は、経常利益および当期純利益の額であり、当該業績指標を選定した理由は、業績向上への意欲を高めるためであります。なお、当連結会計年度を含む経常利益および当期純利益の額の推移は、「1. (4) 財産および損益の状況」に記載のとおりです。

2. 期末現在の取締役（監査等委員）の人員数は3名であります。上記の支給人員との相違は、2021年6月25日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名が含まれているためであります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

各取締役を支給する業績連動報酬等である賞与については、業績向上への意欲を高めるため、当社グループの経常利益および当期純利益を業績指標とし、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社での主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所 代表	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	児 玉 実 史	弁護士法人 北浜法律事務所 代表社員	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
2. 取締役（監査等委員）児玉実史氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。
3. 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がなかったときは、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 18,000千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
18,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、過年度の監査時間および報酬の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 当社の子会社であるサハキット ウィザーン カンパニー リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。

② 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役および使用人はこれに従うものとする。

- ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、災害、品質および輸出入管理等に係るリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、人事評価・報酬制度を整備する。
- ⑤ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社グループ会社との情報の交換、人事の交流を含め当社および当社グループ会社との連携体制を確立し、当社の監査等委員および当社グループ会社の監査役との連絡を密にし、当社によるグループ会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立するため、関係会社管理規程を整備する。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき当該使用人に関する体制
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。また、内部監査室、総務部門、経理部門が補助する。
- ⑦ 前号の使用人の業務執行取締役からの独立性の確保に関する体制
前号の使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
- ⑧ 業務執行取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制
業務執行取締役および使用人は、監査等委員に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して業務執行取締役が決定した内容、内部監査室が行う内部監査の結果、業務執行取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。

また、当社および当社グループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価および報告に関し、適切な運営を図る。

6. 内部統制システムの運用状況

① 内部統制システム全般

当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、企業・従業員行動指針の策定等により、当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社グループ会社は内部通報システム規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役（監査等委員を含む）および各部署責任者を含む執行役員会を毎月開催し、各部門および子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。その中で、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、執行役員会内において、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人および内部監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況およびその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局および顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,017,450	流動負債	730,470
現金及び預金	816,970	支払手形及び買掛金	310,944
受取手形及び売掛金	591,454	短期借入金	30,000
棚卸資産	583,012	1年内償還予定の社債	95,000
その他	26,236	1年内返済予定の長期借入金	154,812
貸倒引当金	△224	未払法人税等	1,990
固定資産	1,617,075	賞与引当金	14,800
有形固定資産	1,099,450	その他	122,923
建物及び構築物	199,845	固定負債	706,689
機械装置及び運搬具	58,912	社 債	195,000
土地	793,860	長期借入金	305,073
リース資産	6,911	リース債務	8,647
建設仮勘定	11,181	繰延税金負債	9,345
その他	28,740	退職給付に係る負債	187,123
無形固定資産	25,125	長期預り保証金	1,500
リース資産	5,238	負債合計	1,437,159
ソフトウェア	4,631	純 資 産 の 部	
その他	15,256	株主資本	1,422,201
投資その他の資産	492,499	資本金	100,000
投資有価証券	433,404	資本剰余金	564,343
関係会社出資金	11,123	利益剰余金	763,252
繰延税金資産	24,037	自己株式	△5,393
その他	26,158	その他の包括利益累計額	40,741
貸倒引当金	△2,225	その他有価証券評価差額金	△43,152
資産合計	3,634,525	為替換算調整勘定	83,893
		非支配株主持分	734,422
		純資産合計	2,197,366
		負債・純資産合計	3,634,525

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,151,011
売 上 原 価		2,432,426
売 上 総 利 益		718,584
販売費及び一般管理費		661,160
営 業 利 益		57,423
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,971	
為 替 差 益	16,036	
雑 収 入	8,221	29,229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,066	
持分法による投資損失	339	
雑 損 失	4,649	12,054
経 常 利 益		74,598
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	168	168
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	6,694	6,694
税金等調整前当期純利益		68,072
法人税、住民税及び事業税	7,768	
法人税等調整額	5,575	13,343
当 期 純 利 益		54,729
非支配株主に帰属する当期純利益		6,424
親会社株主に帰属する当期純利益		48,304

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	564,343	725,945	△5,390	1,384,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,998		△10,998
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			48,304		48,304
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	37,306	△3	37,302
当 期 末 残 高	100,000	564,343	763,252	△5,393	1,422,201

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△42,377	85,738	43,360	730,061	2,158,320
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△10,998
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					48,304
自 己 株 式 の 取 得					△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△774	△1,844	△2,618	4,360	1,742
当 期 変 動 額 合 計	△774	△1,844	△2,618	4,360	39,045
当 期 末 残 高	△43,152	83,893	40,741	734,422	2,197,366

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,115,414	流動負債	638,246
現金及び預金	462,418	支払手形	114,656
受取手形	18,085	買掛金	137,212
売掛金	416,844	短期借入金	30,000
商品及び製品	161,672	1年内償還予定の社債	95,000
仕掛品	13,533	1年内返済予定の長期借入金	154,812
原材料及び貯蔵品	21,667	未払金	48,207
未収入金	14,571	未払費用	27,710
その他	6,620	未払法人税等	1,506
固定資産	949,496	未払消費税等	3,059
有形固定資産	694,733	賞与引当金	14,800
建物	170,947	その他の他	11,281
構築物	10,568	固定負債	528,017
機械装置	30,726	社債	195,000
車両運搬具	0	長期借入金	305,073
工具器具備品	10,681	リース債務	8,647
土地	464,898	退職給付引当金	17,797
リース資産	6,911	長期預り保証金	1,500
無形固定資産	7,852	負債合計	1,166,263
リース資産	5,238	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	297	株主資本	941,799
その他	2,317	資本金	100,000
投資その他の資産	246,910	資本剰余金	564,343
投資有価証券	100,738	その他資本剰余金	564,343
関係会社株式	72,093	利益剰余金	282,850
差入保証金	19,837	利益準備金	4,766
繰延税金資産	51,841	その他利益剰余金	278,084
その他	4,623	繰越利益剰余金	278,084
貸倒引当金	△2,225	自己株式	△5,393
資産合計	2,064,911	評価・換算差額等	△43,152
		その他有価証券評価差額金	△43,152
		純資産合計	898,647
		負債・純資産合計	2,064,911

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,154,051
売 上 原 価		1,571,222
売 上 総 利 益		582,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		518,444
営 業 利 益		64,384
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,788	
為 替 差 益	851	
雑 収 入	2,899	6,539
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,627	
社 債 利 息	1,410	
受 取 手 形 売 却 損	259	
雑 損 失	4,389	11,687
経 常 利 益		59,236
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	168	168
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,694	6,694
税 引 前 当 期 純 利 益		52,710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,297	
法 人 税 等 調 整 額	2,362	9,659
当 期 純 利 益		43,051

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	100,000	564,343	564,343	3,666	247,131
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△10,998
利 益 準 備 金 の 積 立				1,099	△1,099
当 期 純 利 益					43,051
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	1,099	30,952
当 期 末 残 高	100,000	564,343	564,343	4,766	278,084

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	250,798	△5,390	909,750	△42,377	△42,377	867,372
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△10,998		△10,998			△10,998
利 益 準 備 金 の 積 立			-			-
当 期 純 利 益	43,051		43,051			43,051
自 己 株 式 の 取 得		△3	△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△774	△774	△774
当 期 変 動 額 合 計	32,052	△3	32,048	△774	△774	31,274
当 期 末 残 高	282,850	△5,393	941,799	△43,152	△43,152	898,647

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製麻株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に実出席またはオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

日本製麻株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松 浦 綾 子 ㊞

監 査 等 委 員 青 柳 吉 宏 ㊞

監 査 等 委 員 児 玉 実 史 ㊞

(注) 監査等委員青柳吉宏及び児玉実史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本とし、配当性向の維持・向上ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を勘案して決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金3円
配当総額 10,998,642円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第2条 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	なかもと こうたろう 中本 広太郎 (1970年3月18日生)	1992年4月 当社入社 1994年3月 中本商事(株)取締役 2000年6月 当社監査役 2002年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） (重要な兼職の状況) サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド 取締役	68,050株
2	あみもと けんじ 網本 健二 (1949年10月19日生)	1973年4月 当社入社 1998年6月 当社監査役 2002年6月 当社取締役 2002年7月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2009年7月 当社取締役副社長経営企画推進統括役 2016年6月 当社取締役会長経営企画推進統括役（現在に至る）	23,700株
3	なか がわ あきと 中川 昭人 (1960年9月16日生)	1990年5月 当社入社 2009年6月 当社経理部次長 2013年6月 当社取締役経理部長（現在に至る）	6,500株
4	うめざわ つねはる 梅澤 恒治 (1953年2月21日生)	1975年4月 当社入社 1999年11月 サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドへ出向 2004年1月 同社取締役 2005年11月 同社常務取締役 2014年4月 同社代表取締役、当社マット事業部部长（現在に至る） 2014年6月 当社取締役（現在に至る）	16,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
5	矢部 勲 (1973年4月1日生)	2005年4月 当社入社 2017年4月 当社ボルカノ食品事業部北陸工場長 2019年5月 当社執行役員ボルカノ食品事業部北陸工場長 2021年6月 当社執行役員ボルカノ食品事業部北陸工場長兼管理本部長（現在に至る） 2021年6月 当社取締役就任（現在に至る）	2,000株
6	石井 則光 (1972年6月9日生)	2010年4月 当社入社 2017年4月 当社ボルカノ食品事業部北陸支店長 2019年5月 当社執行役員ボルカノ食品事業部北陸支店長 2021年6月 当社執行役員ボルカノ食品事業部営業本部長（現在に至る） 2021年6月 当社取締役就任（現在に至る）	2,200株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

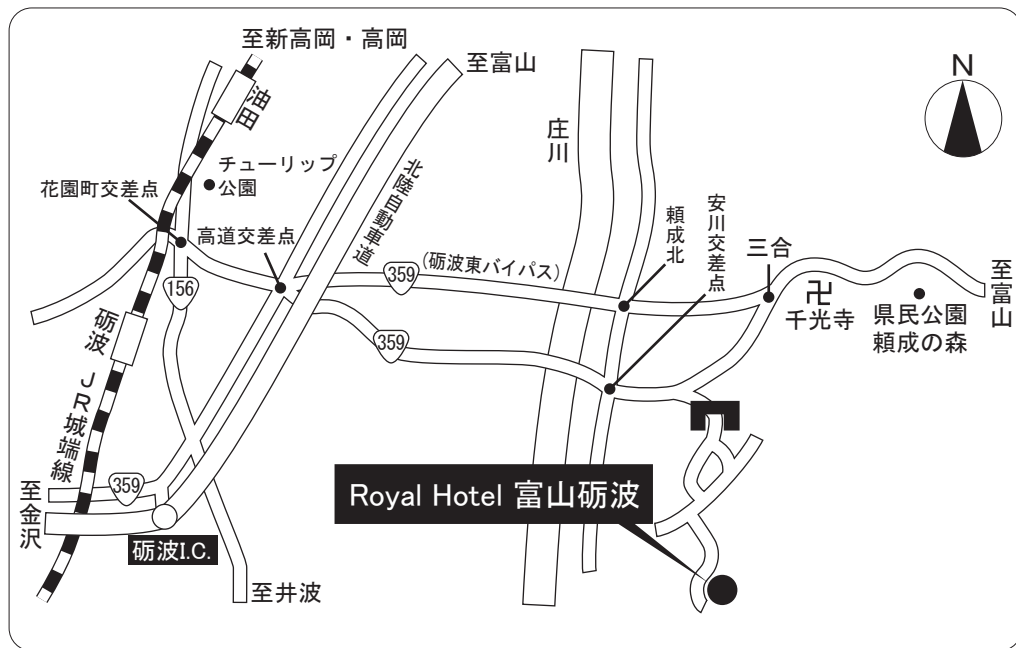
以上

株主総会会場ご案内略図

〒939-1492 富山県砺波市安川字天皇330番地

Royal Hotel 富山砺波

電話番号 0763-37-2000 (代表)



- 北陸自動車道「砺波I.C」より車で約15分
 - 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
 - あいの風とやま鉄道「高岡駅」下車、車で約35分
 - JR北陸新幹線「新高岡駅」でJR城端線に乗り換え
砺波駅より車で約15分
- ※砺波駅南口より9時15分に出発いたします送迎バスをご用意しております。